

令和7年度 碧南市学校施設開放運営審議会 次第

日時：令和7年6月5日（木）午後3時

会場：碧南市臨海体育館第2体育室

- 1 挨拶ならびに会長・委員任命
- 2 委員紹介
- 3 副会長の選出
- 4 議題
 - (1) 令和6年度学校施設開放事業結果について
 - (2) 令和7年度学校施設開放事業計画について
 - (3) 令和7年度学校施設開放利用団体
 - (4) トラブル発生状況
- 5 その他
 - (1) 学校施設開放に関する利用上の注意について
 - (2) 学校施設開放に関する条例ならびに規則について

令和6年度 学校施設開放結果

市民にとって最も身近な施設である学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放し、地域スポーツの普及・振興を図るとともに生涯スポーツの基盤とした。

(1) 学校施設開放種目別登録団体

令和7年3月31日時点

種 目	バレー ボール	バスケット ボール	卓球	軟式 野球	ソフト バレー	バドミントン	サッカー	インディア カ	体操	その他	合 計
団体数	16	22	2	6	7	7	16	1	5	12	94
登録者数	372	451	34	219	102	102	2,178	14	143	284	3,899

※その他…剣道4、空手4、ソフトボール1、テニス2、陸上1

(2) 学校施設開放状況

令和7年3月31日時点

開放校	対象	開放日時	開放施設	種目	回数	人数
新 川 小学校	昼間児童	土・日・祝・休業日の昼間 9:00～17:00	グラウンド・体育館	少年野球・少年サッカー・ 新体操・バレーボール	164	5,258
	夜間	月～日曜日 19:00～22:00	体育館	バレーボール・新体操・ バスケットボール	318	7,506
	昼間一般	土・日曜日 9:00～17:00	体育館	バレーボール・バスケットボール	28	568
中 央 小学校	昼間児童	土・日・祝・休業日の昼間 9:00～17:00	グラウンド・体育館	少年野球・少年サッカー・ 新体操・バレーボール	109	3,921
	夜間	火・水・木・金・日曜日 19:00～22:00	体育館	バレーボール・ソフトバレー・ 新体操・バスケットボール	168	3,219
	昼間一般	土曜日 13:00～17:00	体育館	バレーボール	20	281
大 浜 小学校	昼間児童	土・日・祝・休業日の昼間 9:00～17:00	グラウンド・体育館	少年野球・少年サッカー・ バスケットボール・バレーボール	161	4,427
	夜間	月・火・水・木・土曜日 19:00～22:00	体育館	バレーボール・バドミントン・ 新体操	241	5,433
	昼間一般	土・日曜日 9:00～17:00	体育館	バレーボール・バスケットボール	106	2,418
棚 尾 小学校	昼間児童	土・日・祝・休業日の昼間 9:00～17:00	グラウンド・体育館	少年野球・少年サッカー・ バスケットボール・バレーボール	132	4,256
	夜間	月・水・木・金・土曜日 19:00～22:00	体育館	バレーボール・バドミントン・ 新体操・ソフトバレー等	228	6,354
	昼間一般	土・日曜日 9:00～17:00	体育館	バレーボール	88	3,002
日 進 小学校	昼間児童	土・日・祝・休業日の昼間 9:00～17:00	グラウンド	少年サッカー	98	3,100
	夜間	火～金曜日 19:00～22:00	体育館	バレーボール・ソフトミニバレー・ インディアカ・サッカー	49	845
	昼間一般	土・日曜日 9:00～17:00	体育館	バレーボール・ソフトバレー・ インディアカ	116	1,570

令和7年度 学校施設開放事業計画（小学校）

令和7年5月23日現在

	午前		午後		夜間	
	休業日9:00～12:00		休業日13:00～17:00		体育館19:00～22:00	
	種目(曜日)	団体名	種目(曜日)	団体名	(曜日)種目	団体名
新 川 小学校	グラウンド		グラウンド		(月)新体操	碧南新体操クラブ※
	(土)(日)少年野球	新川ベガサス※	(土)(日)少年野球	新川ベガサス※	(火)バスケットボール	ハスキーズミニ※
	(土)(日)少年サッカー	新川サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	新川サッカー少年団※	(水)バレーボール	碧南ジュニアOCEANWINS※
	体育館		体育館		(木)バレーボール	碧南クラブ
	(土)バスケットボール	ハスキーズミニ※	(土)バスケットボール	ハスキーズミニ※	(金)バレーボール	碧クラブ(半面)
	(日)バスケットボール	ハスキーズミニ※	(日)バスケットボール	ハスキーズミニ※	バレーボール	ジオン軍(半面)
中 央 小学校	グラウンド		グラウンド		(土)バレーボール	碧南ジュニアOCEANWINS※
	(土)(日)少年野球	碧南コスモス※	(土)(日)少年野球	碧南コスモス※	(日)バスケットボール	HUSKIES※
	(土)(日)少年サッカー	中央サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	中央サッカー少年団※	(火)バレーボール	中央レッツ
	体育館		体育館		(水)ソフトバレー	にこにこくらぶ(半面)
	(土)ニュースポーツ	市スポーツ教室※	(土)バレーボール	中央レッツ	中央ピース(半面)	
	(日)キッズプレイジウム教室	へきなん総合型スポーツクラブ	(日)バトントワリング	ひよこバトンクラブ	(木)新体操	碧南新体操クラブ※
大 浜 小学校	グラウンド		グラウンド		(金)バスケットボール	市スポーツ教室※
	(土)(日)少年野球	大浜ファイターズ※	(日)少年野球	大浜ファイターズ※	(土)バドミントン	たまひよくらぶ
	(土)(日)少年サッカー	大浜サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	大浜サッカー少年団※	(日)バトントワリング	ひよこバトンクラブ
	体育館		体育館		(月)バレーボール	アイシンティルマーレキッズ※
	(土)バスケットボール	碧南アンビシャス※	(土)バレーボール	大浜(半面)	(火)バレーボール	大浜
	(日)新体操	リトルプリンセスRG※	(土)バレーボール	へきなん総合型スポーツクラブ(半面)	(水)バドミントン	REC
棚 尾 小学校	グラウンド		グラウンド		(木)バレーボール	アイシンティルマーレキッズ※
	(土)少年野球	碧南ライナース※	(土)(日)少年野球	碧南ライナース※	(金)バスケットボール	HUSKIES男子※
	(土)(日)少年サッカー	棚尾サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	棚尾サッカー少年団※	(土)バレーボール	アイシンティルマーレ※
	体育館		体育館		(日)バレーボール	アイシンティルマーレ※
	(土)バスケットボール	碧南アンビシャス※	(土)バスケットボール	碧南アンビシャス※	(月)バレーボール	部活動支援事業※
	(日)バスケットボール	碧南アンビシャス※	(日)バスケットボール	碧南アンビシャス※	(火)バスケットボール	碧南アンビシャス※
日 進 小学校	グラウンド		グラウンド		(水)新体操	リトルプリンセスRG※
	(土)サッカー	HEKIJOF※	(土)(日)少年サッカー	日進サッカー少年団※	(木)バスケットボール	碧南アンビシャス※
	(日)少年サッカー	日進サッカー少年団※	(日)サッカー	HEKIJOF※	(金)バドミントン	衣浦バドミントンクラブ
	体育館		体育館		(土)新体操	碧南新体操クラブ※
	(土)インディアカ	ブディーノ	(土)体操、ソフトバレー	ひまわりクラブ、 気まぐれサー来る	(日)バスケットボール	HUSKIES男子※
	(日)バドミントン	日進SS	(日)ソフトバレー	フレッシュ	(火)サッカー	碧南フットボールクラブ※
鷺 塚 小学校	グラウンド		グラウンド		(水)サッカー	碧南フットボールクラブ※
	(土)(日)少年野球	鷺塚ジャガーズ※	(土)(日)少年野球	鷺塚ジャガーズ※	(木)陸上	へきなん陸上※
	(土)(日)少年サッカー	鷺塚少年サッカー※	(土)(日)少年サッカー	鷺塚少年サッカー※	(金)サッカー	碧南フットボールクラブ※
	体育館		体育館		(土)バレーボール	Eagles Tsubasa
	(土)体操	鷺塚体操クラブ	(土)バレーボール	鷺塚リリース	(日)バレーボール	FOX VOLLEYBALL CLUB
	(日)新体操	碧南新体操クラブ	(日)バレーボール	碧南ジュニアOCEANWINS※		
西 端 小学校	グラウンド		グラウンド		(火)陸上	へきなん陸上※
	(土)(日)少年野球	西端少年野球クラブ※	(土)(日)少年野球	西端少年野球クラブ※	(水)バドミントン	たまひよくらぶ
	(土)(日)少年サッカー	西端サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	西端サッカー少年団※	(木)バレーボール	fluffy bunny
	体育館		体育館		(金)ソフトバレー	コスモス
	(土)サッカー	Amici SC	(土)バレーボール	西端ニューメイツ	(土)バレーボール	みずの
	(日)バドミントン	ミラクル★ショット	(日)バレーボール	fluffy bunny	(日)バドミントン	シーパーズ

備考1) ____グラウンド

備考2) 団体名後の※印は、市主催事業、スポーツ協会加盟団体の主催事業、スポーツ少年団加盟団体、連携協定締結団体

	午前		午後		夜間	
	休業日 9:00～12:00		休業日 13:00～17:00		体育館・卓球場・武道場 19:00～22:00 グラウンド・テニスコート 19:00～21:00	
	種目(曜日)	団体名	種目(曜日)	団体名	(曜日)種目	団体名
新川 中学校	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(月)バスケットボール 卓球※1 空手道※2 ソフトテニス※3 (火)バスケットボール (水)バスケットボール 空手道※2 ソフトテニス※3 (木)部活動支援事業 (金)バスケットボール 卓球※1 ソフトテニス※3 (土)バスケットボール 空手道※2 (日)バスケットボール 卓球※1	セガレ 部活動支援、山田道場、新川STC エクストラベル HUSKIES※ 碧南市空手スポーツ少年団新川支部※ 新川STC バスケットボール ブルースカイ スポーツ少年団さくら 新川STC FTC碧南 碧南市空手スポーツ少年団新川支部※ BBM スポーツ少年団さくら
中央 中学校	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(火)バスケットボール 剣道※2 ソフトテニス※3 (水)バスケットボール 剣道※2 ソフトテニス※3 (木)バドミントン 部活動支援事業※3 剣道※2 (金)フットサル 剣道※2 ソフトテニス※3 (土)バスケットボール 剣道※2 (日)フットサル	碧南ジュニア 中剣会 碧STC Epaulard 中剣会 碧STC ジュビター ソフトテニス 中剣会 碧南市サッカー協会フットサル委員会※ 中剣会 碧STC HUSKIES(男子)※ 中剣会 碧南市サッカー協会フットサル委員会※
南 中学校	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(月)部活動支援事業 (火)バレーボール (水)バスケットボール (木)バスケットボール (金)バレーボール (土)バレーボール (土)バレーボール 空手道※1 (日)バスケットボール	バレーボール たなお 碧南B. B. C WORLD アイシンティルマーレ※ EEL(半面) FOX VOLLEYBALL CLUB(半面) 空手協会※ ガスターズ
東 中学校	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(火)バレーボール 剣道※1 (水)バレーボール 空手※2 剣道※1 (木)サッカー (金)バスケットボール 空手※2 ソフトテニス※3 (土)バスケットボール 剣道※1 (日)バスケットボール	鷺塚リリース 神修会 アイシンティルマーレ※ 碧南空手道会大浜支部※ 鷺塚剣道クラブ※ 碧STC 碧南フットボールクラブ※ 碧南クラブ 碧南空手道会大浜支部※ Unionへきなん HUSKIES※ 神修会 Tail Castle
西端 中学校	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(火)バレーボール (水)バスケットボール 剣道※1 2 (木)バスケットボール 剣道※1 2 (金)バレーボール 卓球※1 (土)バレーボール 剣道※1 2 (日)バスケットボール	西端ニューメイツ(半面) ひまわり(半面) 源さん 西端剣道クラブ※ S・G・R 西端剣道クラブ※ ユッティ DAINAO HOUSING Cクイック 西端剣道クラブ※ デストロイダー

備考1) ※1卓球場、※2武道場、※3テニスコート、___グラウンド

備考2) 団体名後の※印は、市主催事業、スポーツ協会加盟団体の主催事業、スポーツ少年団加盟団体、連携協定締結団体

令和7年度 利用団体の登録状況（種目別）

令和7年3月31日現在

種 目	令和7年度 登録団体	令和6年度 登録団体	比 較	令和7年度 登録人員	令和6年度 登録人員	比 較
バレーボール	15	16	-1	359	372	-13
バスケットボール	18	22	-4	382	451	-69
バドミントン	7	7	0	103	102	1
インディアカ	1	1	0	14	14	0
体操（新体操・ 健康体操等）	5	5	0	144	143	1
剣道	4	4	0	98	104	-6
空手	4	4	0	55	74	-19
ソフトバレー・ ソフトミニバレー	6	7	-1	84	102	-18
卓 球	3	2	1	68	34	34
少年野球	6	6	0	228	219	9
少年サッカー	7	7	0	376	388	-12
軟式野球	0	0	0	0	0	0
サッカー・ フットサル	8	9	-1	1,751	1,790	-39
ソフトボール	2	1	1	92	19	73
テニス・ ソフトテニス	2	2	0	34	17	17
陸上	1	1	0	60	60	0
計	89	94	-5	3,848	3,889	-41

令和7年度 登録団体一覧表

団体名	利用種目	代表者名	管理指導員	会員数
アイシントイルマルレ碧南キッズ	バレーボール	長嶋 彰	長嶋 彰	25
アイシントイルマルレ碧南ジュニア	バレーボール	長嶋 彰	長嶋 彰	16
EEL	バレーボール	出口 知佳	小池 祐穂	15
大浜	バレーボール	青木 久美	鈴木 桂	16
ジヤン軍	バレーボール	牧 勝博	佐伯 典数	11
たなお	バレーボール	斉藤 万基子	斉藤 万基子	13
中央レッツ	バレーボール	加藤 由佳	野口 一美	17
西端ニューメイツ	バレーボール	鳥居 香名子	鳥居 徳子	12
FoXVolleyballClub	バレーボール	阿波根 リカル	阿波根 リカル	10
fluffy bunny	バレーボール	大野 直美	大野 直美	19
碧南クラブ	バレーボール	佐合 よし子	鳥居 香名子	17
碧南ジュニアOCEAN WINS	バレーボール	宗宮 直人	宗宮 直人	100
へきなん総合型スポーツクラブ	バレーボール	杉浦 民生	横山 金矢	60
碧クラブ	バレーボール	山田 伊保里	池田 尚子	15
鷺塚リース	バレーボール	平田 美紀	伊藤 里香	13
エクストラベル	バスケットボール	杉浦 円	杉浦 円	20
SGR	バスケットボール	小池 晴美	小池 晴美	10
FTC碧南	バスケットボール	山中 裕宜子	山中 裕宜子	60
Epaulard	バスケットボール	前田 連弥	渡邊 天音	12
カスターズ	バスケットボール	竹内 竜太	竹内 竜太	10
源さん	バスケットボール	沢田 真理子	沢田 真理子	15
セガレ (SEGARE)	バスケットボール	小池 勝博	小池 勝博	10
Tail Castle	バスケットボール	太田 友規	太田 友規	10
デストロイダー	バスケットボール	山口 和成	山口 和成	19
HUSKIES	バスケットボール	角谷 亜門	角谷 亜門	26
HUSKIES (男子)	バスケットボール	竹下 幸一	竹下 幸一	28
BBM	バスケットボール	村松 庄大朗	村松 庄大朗	20
ブルースカイ	バスケットボール	宮地 弘典	宮地 弘典	20
碧南アンビシャス	バスケットボール	榊原 勝也	榊原 勝也	59
碧南クラブ	バスケットボール	今氏 靖浩	今氏 靖浩	20

団体名	利用種目	代表者名	管理指導員	会員数
碧南ジュニア	バスケットボール	杉浦 準	杉浦 準	14
碧南B. B. C	バスケットボール	杉浦 準	杉浦 準	14
WORLD	バスケットボール	永井 達也	永井 達也	15
衣浦バドミントンクラブ	バドミントン	山岸 良行	山岸 良行	14
シーハース	バドミントン	古久根 康晃	古久根 康晃	14
ジュビター	バドミントン	岡本 茂義	岡本 茂義	12
たまひよくらぶ	バドミントン	岡林 真美	岡林 真美	20
日進SS	バドミントン	石橋 真実	石橋 真実	11
ミラクル★ショット	バドミントン	山岸 良行	山岸 良行	13
REC	バドミントン	矢野 玲子	矢野 玲子	19
ブテイノ	インディアカ	園田 さえ子	園田 さえ子	14
ひまわりクラブ	体操	縦山 紀美子	縦山 紀美子	18
碧南新体操クラブ	新体操	亀蔦 初野	亀蔦 初野	30
へきなん総合型スポーツクラブ	キッズプレジウム	杉浦 民生	高橋 愛	30
リトルフリンセスRG	新体操	水野 加奈子	水野 加奈子	28
鷺塚体操クラブ	体操	岡崎 達也	岡崎 達也	38
空手協会	空手道	井上 浩之	井上 浩之	20
碧南空手道会大浜支部	空手道	角谷 利明	小林 美保子	12
碧南市空手スポーツ少年団新川支部	空手道	佐々木 寛仁	佐々木 寛仁	11
山田道場	空手道	山田 守	山田 守	12
神修会	剣道	鈴木 章博	鈴木 章博	46
中剣会	剣道	岩田 昭仁	岩田 昭仁	10
西端剣道クラブ	剣道	高木 剛	堀 泰輔	31
鷺塚剣道クラブ	剣道	松崎 光夫	松崎 光夫	11
気まぐれサ来る	ソフトバレー	小林 昌美	小林 昌美	17
コスモス	ソフトバレー	杉浦 高之	因 章悟	14
中央ビース	ソフトバレー	杉浦 小百合	杉浦 小百合	10
にこにこくらぶ	ソフトバレー	筒井 里美	筒井 里美	12
フレッシュ	ソフトバレー	福田 武士	福田 武士	13
ユッティ	ソフトバレー	神谷 豊	福西 葉子	18
スポーツ少年団 さくら	卓球	高松 由一	高松 由一	44

団体名	利用種目	代表者名	管理指導員	会員数
DAINAHOUSING	卓球	加藤 純也	加藤 純也	13
PC卓球クラブ	卓球	梶川 裕記	梶川 裕記	11
大浜ファイターズ	少年野球	鬼頭 正二	鬼頭 正二	29
新川ベガサス	少年野球	杉浦 立樹	杉浦 立樹	38
西端少年野球クラブ	少年野球	鳥居 牧夫	原田 政一	22
碧南コスモス少年野球クラブ	少年野球	阿知波 健二	阿知波 健二	35
碧南ライナース	少年野球	鈴木 友喜広	杉浦 順治	64
鷺塚シャークス	少年野球	大野 正八	榊原 優人	40
大浜サッカー少年団	少年サッカー	富田 芳和	富田 芳和	51
新川サッカー少年団	少年サッカー	鳥居 良一	後藤 幸彦	56
棚尾サッカー少年団	少年サッカー	池田 雅貴	池田 雅貴	81
中央サッカー少年団	少年サッカー	建部 誠	建部 誠	50
西端サッカー少年団	少年サッカー	杉浦 弘晃	杉浦 弘晃	69
日進サッカー少年団	少年サッカー	斎藤 博巳	斎藤 博巳	39
鷺塚サッカー少年団	少年サッカー	青木健太郎	青木健太郎	30
愛建連碧南支部ソフトボール部	ソフトボール	森田 康行	森田 康行	18
碧南ライオンズクラブ	ソフトボール	中村 建児	都築 真治	74
Amici S C	フットサル	滝井 貴史	滝井 貴史	11
千古園	サッカー	油谷 奏一郎		16
HEKIJOF C	サッカー	若林 幸一	若林 幸一	16
碧南市サッカー協会	サッカー	榊原 健	近藤 美孝	1271
碧南市サッカー協会 フットサル委員会	フットサル	角谷 泰善	角谷 泰善	95
碧南市サッカー協会シニア委員会	サッカー	杉浦 光	杉浦 光	126
碧南フットボールクラブ	サッカー	榊原 健	近藤 美孝	157
ルステランパラFC	サッカー	天野 大樹	天野 大樹	59
新川STC	ソフトテニス	小笠原 慎		10
碧STC	ソフトテニス	上野 雄二		24
へきなん陸上	陸上	杉浦 浩一	杉浦 浩一	60
夜間屋外施設点灯員	西端中		若園 春三	
夜間屋外施設点灯員	東中		東海林 秀治	
夜間屋外施設点灯員	中央中		庄司 純代	

団体名	利用種目	代表者名	管理指導員	会員数
夜間屋外施設点灯員	新川中		石川 信夫	

令和6年4月～令和7年4月 トラブル発生状況

- 1 駐車場が利用者の車で大渋滞するので、何とかしてほしい。→体育館近くに停めるのではなく、校舎裏の駐車場を案内し回避している。(中央小)
- 2 ボールが当たり、学校の備品を破損。
火災報知器(新川小)、分電盤ボックス、扇風機(西端中)
- 3 体育館の床が劣化し、滑り込むには危険が生じる。→庶務課に対応してもらい研磨にて補修(棚尾小)
- 4 体育館内に学校行事で貼られているグリーンシートがあり、学校利用の際には剥がさないことが条件であったが、剥がして使用した。また、剥がした後も元の状況に復旧しなかった(西端小)
- 5 指定された少年団が運動場を使用中に外国人と思われる集団が待機し、少年団が活動を終わると同時に無断で運動場を使用することがしばしばあった。
→無断で使用した団体に口頭で注意した。(中央小)

⇒上記のようなトラブルが発生いたしました。

トラブルが発生した際には、該当学校を利用する団体に対して、口頭注意及び文書送付により、再発防止に努めていただくようにしております。

学校施設開放に関する利用上の注意

1 開放の形態

対象校：市内小学校 7校、中学校 5校、高等学校 2校

対象	開放日時	開放施設	使用できる団体
屋内 午前	休校日 9～12時	体育館	別紙「令和7年度 学校施設開放事業計画」 のとおり
屋外 午前		グラウンド	
屋内 午後	休校日 13～17時	体育館	
屋外 午後		グラウンド	
屋内 夜間	各曜日 19～22時	体育館 卓球場 武道場	
屋外 夜間	各曜日 19～21時	グラウンド テニスコート (夜間照明設置校のみ)	

2 学校施設使用時の予約について

(1) 屋内施設

前日までに、公共施設予約システムにより、利用申請をすること。

※予約時点で利用が可能であっても、急きょ利用ができなくなることがあります。

「10 学校行事による不可」をご確認ください。(重要)

(2) 屋外施設(夜間)

3日前までに公共施設予約システムにより、利用申請をすること。

<公共施設予約システムでの予約について>

インターネットもしくは、利用者端末機から予約できます。

【利用者端末設置施設】臨海体育館、碧南市役所、文化会館、

東部・南部市民プラザ、農業者コミュニティセンター



(3) 屋外施設(午前・午後)

スポーツ課へ年間利用申請書を提出し、許可を受けること。変更等があった場合は、速やかにスポーツ課に連絡すること。

3 使用料及び照明料

施設	施設使用料	
	体育館等使用料	夜間照明施設使用料
体育館	無 料	全面1時間 420円
卓球場		
武道場		
グラウンド		全面2時間 4,320円
テニスコート		1面2時間 600円

4 賠償責任

利用者が開放校の施設、備品、設備等を破損したり、紛失した場合は、利用者が賠償すること。また、児童、生徒への危険回避のため必ず翌日の朝までに学校へ報告すること。

5 利用上の注意

- (1) 利用者は、必ず管理指導員の指示に従うこと。
- (2) 利用の際は、「令和7年度学校施設開放利用許可証」を必ず持参すること。
- (3) 利用許可を受けた施設以外には立ち入らないこと。また、施設内であっても、舞台等競技に必要な場所へ立ち入らないこと。
- (4) 利用団体に所属しない者を施設内に入れないこと。ただし、試合等での相手チーム、審判員、救護員等はその限りではないが、マナーを守り責任を持って使用すること。
- (5) 体育館利用の場合は屋内シューズ、テニスコート利用の場合はテニスシューズを使用すること。
- (6) 学校敷地内では、喫煙・飲酒をしないこと。喫煙は学校の敷地外で行い、吸殻入れは各団体に用意すること。
- (7) ごみ等は利用者で持ち帰り、学校敷地内には残さないこと。
- (8) 利用後は、管理日誌に添付されている「学校施設開放確認表」(別紙参照)に従い、火気の点検、設備・備品の片づけ、清掃、施錠等を行うこと。また、校門を閉めること。
- (9) 自動車および自転車の乗り入れ・駐車は、管理指導員の指示に従い、整頓よく行うこと。近隣住民の迷惑となるため、路上駐車は絶対にしないこと。
- (10) 施設、物品を破損した場合は、児童、生徒への危険回避のため必ず翌日の朝までに学校へ報告すること。
- (11) 子供(中学生以下)のいる団体の活動は、原則午後9時までとする。それを超える場合は、保護者同伴とし、必ず送迎を行うものとする。
- (12) その他、スポーツマンとしてのマナーを守り、施設・設備を大切に扱うこと。
別紙「学校体育施設を利用する皆さんへ」を団体会員に配布し、記載事項を遵守すること。
- (13) 雨天の場合、ナイター利用の可否は、当日の午後5時以降にスポーツ課に確認すること。天候不良・会場不良に伴うキャンセルは無料とするが、使用を中止する場合は、必ずスポーツ課まで連絡すること。ただし、臨海体育館が休館日の場合は、以下の夜間屋外施設点灯員に直接確認すること。

<夜間屋外施設点灯員 連絡先>

新川中学校 石川 信夫 TEL: 48-3877

中央中学校 庄司 純代 TEL: 090-7952-3486

東中学校 東海林秀治 TEL: 41-7597

西端中学校 若園 春三 TEL: 48-1029

6 利用できる施設・設備の範囲

区分	施設	設備	備品
屋内	体育館・武道場・卓球場	トイレ・水飲場	支柱・卓球台・ネット・得点板等
屋外	グラウンド・テニスコート	トイレ・水飲場	ネット・整地用トンボ・ローラー等

(1) 上記に記載のないボールやラケット等は、各自で持参すること。

(2) **スポットクーラーの使用は、体調不良者が発生した場合のみに限るものとする。**やむを得ず使用する際は、ブレーカーが落ちる可能性があるため、1台のみの使用とする。また、使用後は、必ず元の位置に戻し、管理日誌の「利用状況欄」に記載をすること。

7 利用の中止および登録の取り消し

申請と異なった利用をした場合、または、上記の注意事項を守らなかった場合は、利用の中止および登録の取り消しを行うものとする。

8 支払い

(1) 口座引落の場合は、利用日の翌月末日の引き落とし処理を行う。

(2) 現金支払いの場合は、鍵の受取をする公民館等で、原則当日支払うこと。

9 取り消し

自己の都合で取り消しをする場合は、**8日前までに行なうこと。(※1週間～前日は半額、当日の取り消しは全額のキャンセル料がかかります。)**

10 学校行事による不可【※重要※】

学校行事等による利用不可日は、前月の15日頃までにスポーツ課ホームページおよび鍵・管理日誌を保管している公民館で公表されるため、必ず確認をすること。

事前に「公共施設予約システム」で予約をしている日程と利用不可日が重複した際は、原則として団体で取り消しをすること。

※公表後も利用不可日が追加になる可能性があるため、管理指導員は定期的に確認すること。利用日まで8日以上期間がない場合を除き、スポーツ課より個別連絡は行わないため、注意すること。

スポーツ課
ホームページは
こちらから
確認できます



11 公民館休館日による不可

- (1) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (2) 月曜日及び月曜祝日に伴う火曜日休館日

※但し、新川公民館、棚尾公民館、大浜公民館は除く。対象は屋内施設とする。

12 緊急連絡先

万一事故等があった場合は、適切な処置後、直ちにスポーツ課へ連絡すること。

<緊急連絡先>

高等学校：総合警備保障株式会社	(0564) 24-8041
小中学校：セコム株式会社（日進小・西端中）	(0564) 23-3921
中京警備保障株式会社（上記以外）	(0563) 56-3082
市スポーツ課（臨海体育館内）	(0566) 48-5311

13 その他

- (1) 台風等による利用の中止について

暴風警報が発令された場合は、利用を中止すること。また、暴風警報が発令されることが予想される場合で利用を中止する場合は、キャンセル料を無料とするため、臨海体育館まで連絡すること。

- (2) 自動体外式除細動器（AED）設置について

ア 設置場所

各学校の来賓用玄関周辺（校舎内）に設置（新川小学校は職員玄関周辺）

※碧南工科高校については、管理棟と教室棟間の渡り廊下及び武道場西渡廊下に設置

イ 使用時の注意事項

- (ア) 1歳未満の乳児に対しては使用しないこと。1歳～8歳未満の小児の場合は、小児用パッドを使用すること。（消防署等で行なわれる普通救命講習会では、AEDの使用方法が盛り込まれているため、受講することをお勧めします。）

- (イ) 玄関が施錠されている場合は、ガラスを割って施設内に入り、AEDを持ち出して使用すること。使用後は、速やかに学校及びスポーツ課まで連絡すること。

ウ 貸し出しについて

臨海体育館窓口にて2台貸し出しを行っているため、希望者はスポーツ課まで借用申請書を提出すること。

学校体育施設を利用する皆さんへ

体育館・卓球場・武道場利用上の遵守事項

碧南市教育委員会

- 1 利用許可以外の施設に立ち入らないこと。
- 2 スポーツマンとしてのマナーを守り、施設・設備に大切に扱うこと。
- 3 大会時の観戦者のマナーも利用団体で責任を持って指導すること。
- 4 学校敷地内では、絶対に喫煙・飲酒しないこと。
喫煙は学校敷地外で行い、各団体が用意した指定吸殻入れを使用すること。
- 5 ごみ・空き缶などは利用者で持ち帰り、学校敷地内には残さないこと。
- 6 体育館内では、屋内専用シューズに履き替えること。屋内用と屋外用とを区別して使用すること。
(体育館外での休憩、トイレに行くときなども入口で履き替えること。)
- 7 利用後は火気の点検、施設・設備の整理、体育館内外の清掃、施錠などを必ず行うこと。
- 8 自動車・自転車は整頓よく駐車場に駐車すること。
- 9 その他のことは、管理指導員の指示に従うこと。

以上の項目が遵守できない場合は、利用ができなくなる場合があります。

利用できる施設・備品の範囲

施設…体育館・卓球場・武道場・トイレ・水飲場
備品…支柱・卓球台・得点板・ネットなど

学校体育施設を利用する皆さんへ

グラウンド・テニスコート利用上の遵守事項

碧南市教育委員会

- 1 利用許可以外の施設に立ち入らないこと。
- 2 スポーツマンとしてのマナーを守り、施設・設備に大切に扱うこと。
- 3 大会時の観戦者のマナーも利用団体で責任を持って指導すること。
- 4 学校敷地内では、絶対に喫煙・飲酒しないこと。
喫煙は学校敷地外で行い、各団体が用意した指定吸殻入れを使用すること。
- 5 ごみ・空き缶などは利用者で持ち帰り、学校敷地内には残さないこと。
- 6 利用後はグラウンド及び設備の整理、清掃を必ず行うこと。
- 7 テニスコート利用者はテニスシューズを使用し、利用後は必ずブラシかけ、ローラーを引くこと。
- 8 自動車・自転車は整頓よく駐車場に駐車すること。
- 9 その他のことは、管理指導員の指示に従うこと。

以上の項目が遵守できない場合は、利用ができなくなる場合があります。

利用できる施設・備品の範囲

施設…グラウンド・テニスコート・トイレ・水飲場
備品…ネット・整地用トンボ・ローラーなど

10月の学校施設開放利用不可日について

学校施設開放管理指導員 殿

2025/5/27

「×」の時間帯はご利用できません。各自で予約の取り消しをお願いします。

午前：9時～12時 午後：13時～17時 夜間：19時～22時

所属会員に周知徹底いただきますようお願いいたします。

●新川小学校		10月						備考
		体育館			グラウンド			
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	
1	火							
2	水							
3	木							
4	金							
5	土	×	※		×	※		市内陸上大会のため、14時まで利用不可
6	日	△	△		△	△		前日の陸上大会が実施できなければ、14時まで利用不可
7	月	×	×	×				～10/12 金管バンドクラブ練習
8	火	×	×	×				〃
9	水	×	×	×				〃
10	木	×	×	×				〃
11	金	×	×	×				〃
12	土	×	×		×	×		二葉保育園運動会
13	日							
14	月							
15	火							
16	水							
17	木							
18	金							
19	土			×				修学旅行帰校のため
20	日				×	×		新川公民館まつり
21	月							
22	火							
23	水							
24	木							
25	金							
26	土	×						
27	日							
28	月							
29	火							
30	水							
31	木							

<特記事項>

11/1～11/23は学芸会準備のため、体育館利用不可

※本紙は市ホームページ(右側QRコード参照)で閲覧できます。

※駐車場は利用者全体で使用しますので整理して駐車願います。

※管理日誌は必ずボールペンで記入し、活動後は必ず校門を閉めてください。

問合せ先：臨海体育館 担当 杉浦 (TEL 0566-48-5311) 18



碧南市学校施設開放運営審議会条例 (平成5年3月11日条例第14号)

最終改正:平成23年12月26日条例第22号

改正内容:平成23年12月26日条例第22号 [平成29年4月1日]

○碧南市学校施設開放運営審議会条例

平成5年3月11日条例第14号

改正

平成23年12月26日条例第22号

碧南市学校施設開放運営審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、碧南市学校施設開放運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市立の小学校及び中学校の施設開放の運営について、調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 施設開放校の校長
- (2) スポーツ推進委員
- (3) 社会教育関係団体の代表者
- (4) 識見を有する者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は教育委員会が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月26日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の碧南市スポーツ振興審議会条例(以下「改正前の条例」という。)第3条第2項の規定により任命された碧南市スポーツ振興審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、碧南市スポーツ推進審議会条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第2項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第4条第2項の規定により選任された会長又は副会長である者は、それぞれ、施行日に、改正後の条例第4条第2項の規定により審議会の会長又は副会長として選任されたものとみなす。

碧南市立小中学校施設の開放に関する規則(平成5年3月25日教育委員会規則第6号)

最終改正:平成23年3月28日教育委員会規則第4号

改正内容:平成23年3月28日教育委員会規則第4号[平成29年4月1日]

○碧南市立小中学校施設の開放に関する規則

平成5年3月25日教育委員会規則第6号

改正

平成6年5月26日教育委員会規則第6号

平成9年6月30日教育委員会規則第6号

平成23年3月28日教育委員会規則第4号

碧南市立小中学校施設の開放に関する規則

碧南市立小中学校施設の開放に関する規則(昭和52年碧南市教育委員会規則第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第47条第2項の規定に基づき、市立の小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の施設の社会教育のための開放(以下「学校開放」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(開放校の指定)

第2条 教育委員会は、小中学校の施設の状況を考慮して、学校開放の対象とする小中学校(以下「開放校」という。)を指定するものとする。

(開放施設)

第3条 学校開放の対象とする施設は、開放校の体育施設等(屋内及び屋外の体育施設並びに当該施設の設備をいう。以下「開放施設」という。)とする。

(管理指導員)

第4条 開放施設の整備点検を行い、安全を確保するとともに利用者の事故防止に努めるため、開放校に管理指導員を置く。

2 管理指導員は、学校開放に当たり利用者に利用方法その他必要な事項を指示することができる。

(利用の対象者)

第5条 開放施設を利用できる者は、開放施設の利用について教育委員会の登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)とする。

2 登録団体は、構成員の10人以上が市内に在住し、又は在勤している者でなければならない。

(団体の登録)

第6条 登録団体の登録を受けようとする団体の責任者は、学校開放施設利用団体登録申請書に学校開放施設利用団体会員名簿を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理した場合において、登録を適当と認めたときは、学校開放施設利用団体登録簿に登録し、学校開放施設利用団体登録証(様式第1号。以下「登録証」という。)を申請者に交付するものとする。

3 登録の有効期間は、毎年4月1日(登録を受けたのが4月2日以降の場合は、登録を受けた日)に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(利用の手続)

第7条 登録団体は、開放施設を利用しようとするときは、利用日の属する月の初日前3月から利用日当日(照明設備を利用する場合にあつては、利用日前3日)までに学校開放施設利用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、登録証を提示しなければならない。

2 教育委員会は、開放施設の利用を許可するときは、学校開放施設利用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

(利用許可の申請等の特例)

第7条の2 開放施設の利用許可の申請等については、前条の規定にかかわらず、碧南市公共施設予約案内システムの利用に関する規則(平成23年碧南市規則第2号)に規定する碧南市公共施設予約案内システムを利用する方法によることができる。

(利用の中止命令及び登録の取消し)

第8条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の利用の中止を命じ、又は登録の取消しをすることができる。

(1) 申請内容と異なった利用をしたとき。

(2) 管理指導員の指示に従わなかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、開放施設の管理上著しく支障のある行為をしたとき。

(利用の許可の取消し及び変更)

第9条 教育委員会は、学校教育又は開放施設の管理上支障があると認めたときは、利用の許可を取消し、又は変更することができる。

2 開放校の校長は、開放施設の利用の許可の取消し及び変更についての理由が発生したときは、利用日前7日までに教育委員会に通知するものとする。

(事務の委任)

第10条 教育委員会は、開放施設の利用が一時的である場合には、第7条の規定による利用の許可に関する事務を開放校の校長に委任する。この場合において、第7条中「教育委員会」とあるのは「開放校の校長」と、様式第2号中「教育委員会」とあるのは「開放校の校長職氏名」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか学校開放について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の碧南市立小中学校施設に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により学校開放利用団体として登録を受けている団体は、その有効期間が満了するまでの間は、この規則の規定により登録を受けた団体とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により交付を受けている学校開放利用許可書は、この規則の規定により交付を受けた学校開放施設利用許可書とみなす。

附 則(平成6年5月26日教委規則第6号)

1 この規則は、平成6年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている許可申請書又は交付を受けている利用許可書は、この規則の規定により提出された許可申請書又は交付を受けた利用許可書とみなす。

附 則(平成9年6月30日教委規則第6号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日教委規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、利用許可の申請に係る改正規定は、同年7月1日から施行する。